

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2.ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルの宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- 1)宿泊者名
- 2)宿泊日及び到着予定時刻
- 3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- 4)その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて継続を申し入れた場合当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではございません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当ホテルの定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3.申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払を要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- 1)宿泊申込が、この約款によらないとき。
- 2)満室により客室の余裕が無いとき。
- 3)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 4)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 5)宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 6)天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させられることができないとき。
- 7)宿泊しようとする者が泥酔客、精神病等で他のお客様に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。

2.当ホテルは、次に掲げる場合、または該当する当ホテルが判断した場合において、宿泊契約を締結いたしません。

- 1)宿泊しようとする者が「暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- 2)宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- 3)宿泊しようとする者が、法人でその従業員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- 4)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 5)宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- 6)「デリバリーヘルス」等のデリヘル嬢を客室に入れる、又は電話をして客室に入れようとするおそれがあると認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表に掲げるところにより違約金を申し受けま。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

4.前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、大規模な災害やその他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するものとします。

- 1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又同行為をしたと認められたとき。
 - 2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 3)宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 5)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて、宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除したときは、別表に掲げるところにより違約金を申し受けま。
- 3.当ホテルは次に掲げる場合、また該当する当ホテルが判断した場合においては、宿泊契約を解除いたします。

宿泊約款

- (1) 宿泊者が「暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- (2) 宿泊者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- (3) 宿泊者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (4) 宿泊者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 宿泊者が当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 宿泊者が「デリバリーヘルス」等のデリヘル嬢を客室に入れる又は電話をして客室に入れようとしている事が認められたとき。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には別途追加料金を申し受けます。

（利用規則の遵守）

- 第10条** 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。
2. 全館禁煙です。喫煙（電子タバコ含）が認められた場合、クリーニング代及び販売損失分の代金を申し受けます。
 3. 故意または過失により客室カードキーを破損、紛失されたときは新規購入分の代金を申し受けます。

（営業時間）

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
イ 門 限 なし
ロ フロントサービス 24時間対応
- (2) 飲食等（施設）サービス時間
レストラン 7:00～9:00

（料金の支払い）

- 第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックイン又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

（寄託物等の等の取扱い）

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルも故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 当ホテルは、置き忘れた飲食物、雑誌及び衣類や化粧品等の雑貨物に関しては、チェックアウトの翌々日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

（駐車場の責任）

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊約款

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(客室の清掃)

第 19 条 宿泊客が 2 連泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は原則として毎日行わせていただきます。2. 宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、法令及び秋田県条例の趣旨に鑑み、少なくとも 3 日経過ごとに 1 回客室の清掃を行わせていただきます。ただし、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室を清掃できるものとします。3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

(紛争)

第 20 条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争については、当ホテルの所在地の裁判所が専属の管轄となり、且つ日本法に準じます。

別表第 1 宿泊料金等の算出内訳

(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))
	追加料金	②飲食料(又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金)
	税金	イ 消費税

備考

- 基本宿泊料はフロント・客室に提示する料金表によります。
- 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊まり (無連絡)	当日	前日
負担の割合	100%	80%	30%

(注)

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を取受します。